

○クロスボウ射撃指導員の指定の解除

(第9条の3の2第2項)

処分基準

令和4年3月15日作成

|              |  |
|--------------|--|
| 法令名          | 銃砲刀剣類所持等取締法  |
| 根拠条項         | 第9条の3の2第2項   |
| 処分の概要        | クロスボウ射撃指導員の指定の解除   |
| 原権者<br>(委任先) | 岡山県公安委員会   |
| 法令の定め        | 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の3の2第1項(クロスボウ射撃指導員)・第2項<br>銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第42条の2(クロスボウ射撃指導員の基準)  |
| 処分基準         | <p>銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第42条の2各号について、その適合性の有無を判断し、いずれかの項目に不適合と判明すれば、指定を解除する。</p> <p>なお、同規則に定めるクロスボウ射撃指導員の指定の基準中</p> <p>(1)「クロスボウに関する法令」とは、銃砲刀剣類所持等取締法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等の法律、これらに基づく命令及びこれらに基づく行政庁の処分を指す。</p> <p>(2)「相当な人格識見」とは、クロスボウの射撃に関するものにとどまらず、社会生活全般におけるそれを指す。</p> <p>(3)「相当な知識」、「相当に習熟」とは、一般的な知識、技能にとどまらず、指導の相手方の個別具体的事案に即して指導可能な程度に知識、技能を有するという趣旨である。</p> <p>これらは、指定時の水準を基準として判断するのではなく、解除の判断を行う時点での水準を基準として判断する。</p> |
| 問い合わせ先       | 生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室   |